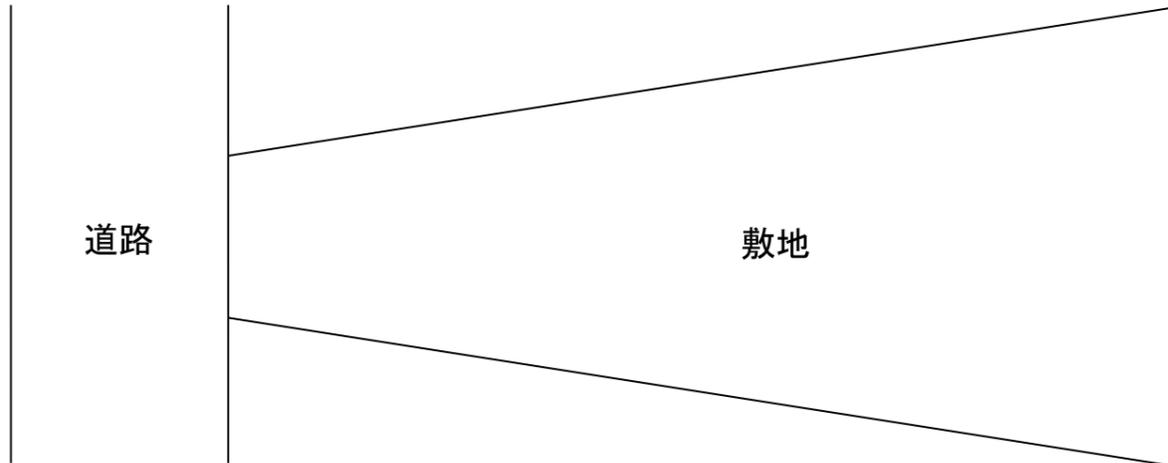


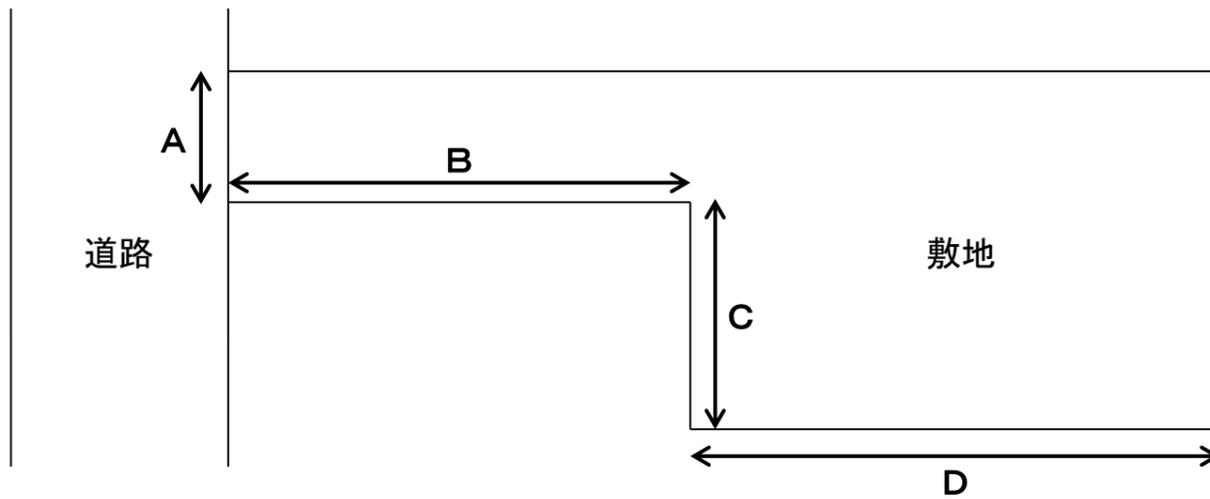
路地状敷地	関係法令	東京都建築安全条例第3条
--------------	------	--------------

以下に示すものは路地状敷地に該当しない。

(1) ハの字状に広がっており、敷地すべての見通しがきくもの



(2) 以下の計算式のどちらかに当てはまる場合



① $C \leq A/2$

若しくは

② $D \leq A$ かつ $B \geq C$

※(2)の場合において、見通しのきかない部分に建築物を建築しないことにより路地状敷地に該当しないという判断は行わない。

※敷地形状が複雑なものに関しては事前に協議を行うことが望ましい。

※これらの取扱いは、品川区において建築確認を受け付ける場合の取扱いです。
指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関にご確認下さい。